

各 位

会社名 三菱化工機株式会社
 代表者名 取締役社長 高木 紀一
 (コード番号 6331、東証第一部)
 問合せ先 総務人事部長 宮本 智成
 (TEL. 044-333-5354)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の第92回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、本年4月28日に開示いたしましたとおり、本年6月29日開催予定の第92回定時株主総会において承認されることを条件として、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
～	～
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 本会社は株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 本会社は株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
～	～
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期等)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>～</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 本会社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(第 2 項及び第 3 項 条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(第 2 項 条文省略)</p> <p>取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 (第 1 項及び第 2 項 条文省略)</p> <p>取締役会の招集通知は期日の少なくとも 3 日前に各取締役及び各監査役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期等)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>～</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 本会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は 10 名以内とする。 <u>本会社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。 (第 2 項及び第 3 項 現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会はその決議によって取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。 (第 2 項 現行どおり)</p> <p>取締役会はその決議によって取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 (第 1 項及び第 2 項 現行どおり)</p> <p>取締役会の招集通知は期日の少なくとも 3 日前に各取締役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 <u>本社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役の責任免除) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除) 第25条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第25条 <u>本社の監査役は4名以内とする。</u> (監査役の選任)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第26条 <u>監査役は株主総会において選任する。監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p>	
<p>第27条 <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)</p>	
<p>第28条 <u>監査役会はその決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集)</p>	
<p>第29条 <u>監査役会の招集通知は期日の少くとも3日前に各監査役に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p>	
<p>第30条 <u>本社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>本会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第31条 (条文省略) (会計監査人の任期) 第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算 (事業年度) 第33条 (条文省略) ～ (除斥期間) 第36条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集)</p> <p>第26条 <u>監査等委員会の招集通知は期日の少くとも3日前に各監査等委員に対し発する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第27条 <u>監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) 第28条 (現行どおり) (会計監査人の任期) 第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算 (事業年度) 第30条 (現行どおり) ～ (除斥期間) 第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>本会社は会社法第426条第1項の規定により、平成28年6月開催の第92回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>第2条 <u>平成28年6月開催の第92回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月29日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成28年6月29日(水曜日)

以 上